

## 白川村広告掲載要綱

### (趣旨)

第一条 この要綱は、白川村（以下「村」という。）の新たな財源の確保のために、村の資産を広告媒体として活用し、これに広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の基準)

第二条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
    - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの
    - ロ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業に該当するもの
    - ハ 白川村建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成十年白川村要領第三号）に基づく一般競争入札参加停止及び指名停止措置を受けているもの
  - ニ 白川村暴力団排除条例（平成二十四年白川村条例第一号。以下「条例」という。）第二条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当するもの
  - ホ 暴力団員等と密接な関係を有するもの
  - ヘ 所在地において税等を滞納していないもの
  - ト その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適當であると村長が認めるもの
- 二 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - 三 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - 四 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - 五 政治性又は宗教性のあるもの
  - 六 社会問題についての主義主張に係るもの
  - 七 個人又は法人等の名刺広告又は意見広告

八 美観風致を害するおそれがあるもの

九 その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると村長が認めるもの  
(広告媒体の種類)

第三条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる村の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

一 村の印刷物

二 村のホームページ

三 その他広告媒体として活用可能な村の資産

2 村は、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第四条 掲載する広告の順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、広告掲載料を定めずに広告を募集する場合は、この限りではない。

一 村内に事業所を有するものの広告

二 前号に掲げる広告以外の広告

2 前項本文の規定にかかわらず、広告媒体を所管する課は、別に広告掲載する広告の順位を定めることができるものとする。

(広告の規格、掲載料等)

第五条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

2 前項の規定により定める掲載料は、類似広告の価格等を勘案し、決定するものとする。

(広告の募集方法)

第六条 広告の募集は、公募とし、広報しらかわ又は村のホームページに掲載すること等により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、村長は、公募によらず、広告主になりうる者への案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第七条 第三条に規定する広告掲載を希望するものは、所定の申込書に広告原

稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、村長に提出しなければならない。

一 村の印刷物及び広告媒体として活用可能な村の資産への広告掲載は、様式第一号により申請する。

二 村のホームページへの広告掲載は、様式第二号により申請する。

2 広告掲載内容を変更する場合においても、前項の規定を準用する。

3 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第八条 村長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第二条に規定する基準により広告掲載の適否を審査する。

2 村長は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。この場合において、掲載希望者が広告募集の規定数を超過しているときは、次に定めるところにより決定する。

一 第四条の規定による広告掲載の優先順位による。

二 前号の規定によっても決定することができないときは、抽選又はあらかじめ規定した方法による。

3 村長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは掲載希望者にその旨を通知しなければならない。

一 村の印刷物及び広告媒体として活用可能な村の資産への広告掲載の可否は、様式第三号により通知する。

二 村のホームページへの広告掲載の可否は、様式第四号により通知する。

4 村長は、第一項に規定する審査に当たり、疑義が生じたときは、白川村広告審査委員会に諮るものとする。

(審査委員会の設置)

第九条 広告の募集、広告の内容等に関し、必要な審査を行うため、白川村広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、白川村課長会議に関する規程(昭和四十九年白川村規程第四号)に規定する課長会議とする。

4 委員長は、総務課長の職にある者とし、審査会を統括する。

(広告掲載料の納付)

第十条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、村長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第十一条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、村はその責任を負わない。

- 一 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- 二 広告主が第二条第一号ニ及びホに該当すると認められるとき。
- 三 その他村長が広告掲載が適切でない判断したとき。

2 村長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨を通知しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第十二条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、村長は、その全部又は一部を返還することができる。

- 一 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。
- 二 その他村長が特に返還する必要があると認めたとき。

(広告主の責務)

第十三条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、村長に対して保証するものとする。

3 第三者から、村に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

4 広告の掲載に関連して、広告主の責めに帰すべき事由により村に対して損害を与えた場合には、広告主は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第十四条 広告主は、広告の掲載に関連して、条例第二条第一項第三号に規定

する暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく村長に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 広告主は、暴力団又は暴力団員等から不当な介入を受けたことにより、広告の掲載に関連して広告主が実施するべき事項に影響が生じた場合は、村長と当該影響が生じた事項について協議を行わなければならない。

3 広告主は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに村長に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(物品による受入れ)

第十五条 村長は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、村長がその可否を決定するものとする。

3 第一項の規定による物品の受入れについては、公募により行うことができる。この場合においては、この要綱の規定を準用する。

(庶務)

第十六条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第十七条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十四年四月一日から施行する。